

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和元年9月13日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和元年9月13日（金曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第40号議案	「質疑・討論・採決」
第41号議案	「質疑・討論・採決」
第42号議案	「質疑・討論・採決」
第80号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	下江洋行	副委員長	中西宏彰				
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	澤田恵子	浅尾洋平	
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助	山口洋一	
	長田共永	鈴木達雄	滝川健司				

欠席委員

なし

傍聴者

6人

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也、後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○下江洋行委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る11日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第40号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第5号）から第42号議案 令和元年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、及び第80号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第6号）の4議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第40号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

初めに、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきたいと思います。

第40号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第5号）にかかわるもので、歳出の3-3-1、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業、ページ数は21ページになります。

1点ございまして、子ども・子育て支援事業、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助金及び認可外保育施設等保育料給付費の内容を伺います。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 子ども・子育て支援事業、幼児教育・保育無償化に伴う副食費補助金及び認可外保育施設等保育料給付費の内容につきましては、これまで、こども園

の給食につきましては、平成25年度の新城版こども園制度移行時に見直しを行っており、実質的には無償化となっております。

10月から始まります国の幼児教育・保育無償化では、児童発達支援施設に通所している児童、認可外保育施設に通所している児童等についても、利用料が無償化になることから、こども園に通う児童と同様に、児童発達支援施設、認可外保育施設、広域入所に通所している3歳児から5歳児についても、副食費を無償化します。

なお、各事業所の給食費に係る費用額は、それぞれ異なるため、副食費補助金については、今般、国が無償化制度の副食費算定根拠を4,500円としていることから、この金額を1月の上限額とし、給食にかかる費用の実費負担として補助事業を行うため、必要となる経費を計上しております。

また、今般の国の無償化制度では、3歳児から5歳児までの児童が、保育必要量の認定を受け、認可外保育施設等を利用した場合の利用料について、月額3万7,000円まで無償化とし、ゼロ歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の児童が、保育必要量の認定を受け、認可外保育施設等を利用した場合の利用料については、月額4万2,000円まで無償化となります。

支給方法は、利用した内容、利用料がわかる書類とともに申請書を提出していただき、償還払いで利用者に給付を行う予定で準備を進めております。

この給付費の財源措置といたしまして、子育てのための施設等利用給付交付金、子ども・子育て支援臨時交付金が今年度交付されることとなっております。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁のほう、ありがとうございます。

こちらのほうは、給食費のほうを無料にし

ますよという内容だったかと思います。これは、新城市独自のものの制度というふうに考えていいのでしょうか。というのは、国からの今回の10月からの保育、幼児の無償化のほうは、給食費は対象外というふうに聞いておるんですが、こちらのほうは市がそのほうを無償化するための独自施策なのかどうか、そのすみ分け等、教えていただきたいと思っています。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 こちらにつきましては、平成30年度から市立こども園の保育料無償化と同時に、副食費も保育料のほうに含まれて無償化になっておりますので、引き続き、それと同様に新城市としては副食費、給食費のほうを無償化にしておるといところでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、質疑に入らせていただきます。

第40号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第5号）、歳出6款、3項、3目の林業土木費、市単独林道事業、27ページです。

2つございます。（1）事業内容の詳細を伺う。（2）修繕対象路線の選定理由を伺う。

以上、よろしくお願ひします。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、最初の事業内容の詳細から説明させていただきます。

市単独林道事業につきましては、台風や集

中豪雨などにより、林道ののり面崩壊、路面の洗掘などで修繕が必要となった路線について、国や県の補助対象とならない比較的小規模な工事などを実施する事業となります。

また、受益者となる森林所有者などが行う維持管理作業につきましても、砕石やコンクリートといった原材料の支給、バックホウ等の賃借料の支払いなどを行い、地元活動の支援を行っています。

今回の補正においては、ブロック積み修繕が1路線、舗装修繕が4路線、路肩修繕が2路線、路面修繕が2路線、崩土除去が4路線、バックホウの賃借料の支払いが6地区、その他、生コン、砕石、U字溝、簡易横断溝の支給に要する費用を計上させていただいております。

続きまして、2点目の、修繕対象路線の選定の理由でございますけれども、修繕が必要な路線について、区長要望等を踏まえ現場の状況を確認した後、修繕の必要性や緊急性を精査、判断し、選定を行っております。

以上です。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 再質疑に入りますが、（1）の事業内容の説明の中で、各種舗装であったりとか工事があったかと思いますが、その中のブロック積みというのは、具体的にはどういった施行になるのでしょうか、お伺いします。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 ブロック積みにつきましては、林道の路肩が崩れて通れなくなったようなところについて、コンクリートブロックを順番に積んでいく、そういった工法になります。

以上です。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 かなり件数が数ございましたが、これは主には、昨年の台風のものが多いですかね。確認です。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 昨年の台風24号によるものや、今年度に入りまして、春先の集中豪雨等もちよこちよこありまして、そういったもので崩土があったりとか路面が荒れてしまったとか、そういったところでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出6款で、続きまして、6-1-3、農業振興費、有害鳥獣対策事業、P23、報償金の増額の内訳について伺います。

○下江洋行委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 理由といたしましては、愛知県内では、豚コレラの発生が続き、豚コレラウイルスの拡散リスクを抑制するため、野生イノシシの捕獲強化が急務となっていることから、さきの愛知県6月補正予算で、追加対策として野生イノシシの捕獲を推進することとされたことに伴うものと、あわせて、有害鳥獣の捕獲頭羽数を見直したことによるものでございます。

具体的には、農産物等の鳥獣被害防止のため、有害捕獲活動に取り組んでいただいた場合に、有害鳥獣捕獲報償金をお支払いしていますが、野生イノシシの捕獲支援として、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに捕獲された野生イノシシに対し、県が1万3,000円を上乗せ助成するというものです。

これにより、イノシシの捕獲報償金単価は、成獣ですと、国費を原資とする鳥獣被害防止総合対策交付金7,000円、市費上乗せ分3,000円に県費上乗せ分1万3,000円が加算され、1頭当たり2万3,000円となり、また、幼獣ですと、国費分1,000円、市費上乗せ分2,000円に県費上乗せ分1万3,000円が加算され、1頭当たり1万6,000円となります。

有害鳥獣捕獲報償金の補正額1,559万

5,000円の内訳については、ただいま申し上げたイノシシの県費加算分では、成獣で590頭、幼獣で150頭を、捕獲頭羽数の見直しでは、イノシシの成獣で275頭の増を、また、ニホンザル、ニホンシカ、その他の獣類、鳥類でも、捕獲頭羽数の増減を見込ませていただいたことによるものです。

よろしく申し上げます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 最近、豚コレラのことで非常に話題になっておりますし、ますます農業被害がひどくなって離農もふえておりますから、こういう報償金をふやしていただければ農家でも助かりますけど、この報償金、どんどん出していけば数がふえるとも限らないんですけど、いろんなそういう告知とか各団体の協力を得るには、この報償金の連絡等は行われておりますでしょうか。

○下江洋行委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 去る8月下旬でございますけれども、県のほうの改正の動向につきましては、猟友会のほうを通じて御案内をさせていただきました。

また、今定例会におきまして、予算のほうがお認めいただけましたら、速やかに猟友会のほうへ正式な数字ということで、改めて通知する予定であります。

以上です。

○下江洋行委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、7-1-2、商工振興費、商工業等活性化支援事業、ページ数は27ページになります。

1点ございまして、32万円のいいじゃん！カードへの行政ポイント発行経費とありますが、どういう内容なのか伺います。

○下江洋行委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 いいじゃん！カードについては、市内の商工業活性化を目的に、平成30年11月1日からスタートし、10カ月が経過しています。

事業開始に当たっては、端末等設備導入経費に対しまして、現地商店街推進事業補助金を交付し、市も連携して取り組んでおります。8月1日現在、加盟店舗数が75店舗、カード発行枚数は8,481枚となっております。

当カード事業は、加盟店で付与するポイントに加えて、行政ポイントが付与できることが特徴であります。事業導入時から加盟店やカード事業組合からも要望も期待も大きく、これまで協議を重ねてまいりました。

今回、令和元年11月のカード事業開始1周年に際しまして、行政ポイントを付与することで、さらなるカード加入者や加盟店の増加、商業者の活性化や地域経済の市内循環が図れることから、出生届、100件、1,000ポイントで10万円、婚姻届、50件、500ポイントで2万5,000円、転入届、650人に対しまして300ポイント、19万5,000円、合計32万円の行政ポイントを発行することとし、経費としてお願いするものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

いいじゃん！券のカードが10カ月経過して、新しい更新というか、新しいイメージチェンジで始まったところからの話だと思えますが、この中で、プラス、今回は行政ポイントというものがつくということで、ちょっと済みません、イメージがわからないんですが、この出生届を出すことで、このいいじゃん！券カードを市の窓口で出すと、ポイントがもらえるとか、そういった状況の理解でいいん

でしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 今、浅尾委員がおっしゃったように、カードを持っておられる方は、その場でポイント付与もできますが、もし、カードがない方は、QRコードを発行いたします。加盟店に行き、物を購入するついでにカードにそのポイントを入れてもらう、もしくは商工会に行きカードをつくってもらうというふうになります。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 QRコードを使ってという、後からポイントを入れてもらうというようなこともできるんだなというふうな理解をしましたが、例えばカードを持っている人が市のほうに出生届を出しに行ったら、出生届を普通に行政手続が終わりました、そうしたらカードを持っている人は、渡すと、市の窓口でポイントがそこをつくというようなこともできるんでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 はい、できます。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出8款、5項、1目住宅管理費、市営住宅管理事業、33ページであります。

委託料（資産形成分）とありますが、この事業の内容と目的を伺います。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 定住促進住宅とし

ての用途を廃止しました杉平住宅につきまして、普通財産として、所管替えを行うに当たり、住宅敷地の境界確定が必要なため、用地測量を実施するための委託料です。

以上です。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。

ということは、基本的に、売却を予定しておるといことだと思いますが、その時期ですとか、そのあたりが、もしわかれば教えてください。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今回のこの測量をもとに所管替えを行いまして、財政課資産管理室のほうへ所管を移す予定でありますので、その後のスケジュールにつきましては、ちょっと私ではわかりかねます。申しわけありません。

以上です。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出8-4-1、都市計画費、新城駅構内バリアフリー化基金積立事業、P38、印刷製本費の用途について伺います。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 新城駅構内バリアフリー化寄附の啓発用チラシ、ポスターの作製費用です。

以上です。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このポスターというのは、いろんなところにも出しているということでしょうか。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今回補正でお認めいただければ、これからポスターを作成します。今現在はありません。

以上です。

○下江洋行委員長 続けてお願いします。

○山田辰也委員 続けていきます。

8-4-1、都市計画費、新城駅南地区整備事業、P38、事業の施工位置と、その内容を伺います。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 都市計画決定されている新城駅前広場区域内にある家屋につきまして、物件補償費用を算定するための調査委託費用です。

以上です。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そこはもうほぼ話をこれからできていて、件数は何件かあるんでしょうか。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 対象となるのは1件であります。これまでも交渉を行ってきたんですが、これまでは事業に前向きではなかった方ではありますが、調査については認めていただけるということで、今回、補正をお願いしております。

以上です。

○下江洋行委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 10-2-3で学校施設整備費、鳳来寺小学校改修事業です。35ページになります。事業内容を伺います。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 事業の内容につきましては、鳳来北西部地区の旧4つの小学校の学校再編により、平成28年度に開校した統合後の学校の設置場所であります鳳来寺小学

校について、児童の最適な学習環境を確保するために、施設の整備を行う事業でございます。

今回の補正予算は、再編における地元要望に基づく施設整備等に必要な用地の買収及び補償に係る費用等を計上するものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 地元の整備で、補償に係るものだというので理解をいたしました。

こちらのほうは、今後、売却のほうをされた場合は、どのような利活用など考えての事業になるか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回、買収をお願いしている土地の利活用でございますが、県道から学校に入ります市道の乗り入れの拡張、及び地権者が常々学校林として貸していただいております土地及び西側の土地につきましては、グラウンドや建物の日陰による環境への影響で、環境整備のほうを行う予定をしております。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

ここは以前から細くてスクールバスが中まで入れないよと言っていた案件の解決に向けての大きなステップになるのかなということも理解をいたしております。

その中で、資料請求のほうをさせていただいたんですが、その中で、ちょっと鳥居があったり、何かちょっとお地蔵さんのようなこともあったりという形で、こちらのほうは何かそういう神社庁だとか、そういったところとの交渉とか、そういったのも要るものなのか、それとも個人の持ち物ということで、個人宅だけの売買契約で済む話だったのか、そこら辺の状況をほうをわかれば教えていただきたいと思います。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 買収の対象の土地には、稲荷の祭ってあるものと、墳墓、いわゆるお墓があります。こちらにつきましては、個人の管理するものでございますので、今現在、協議はしておりますが、個人のほうで対応できるというものでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、同じく歳出10款、2項、3目学校施設整備費、鳳来寺小学校改修事業ということですが、1点目の内容については、ただいま浅尾委員の質疑によってわかりましたので、結構でございます。

2点目、補正予算で事業を行うに至った理由と経過を伺います。

3点目、鳳来北西部旧4小学校統合に伴う事業と認識いたしますけれども、統合に関連する施設整備事業全体の進捗状況について伺います。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 2点目の補正で行う理由というところでございますが、平成28年度の開校に合わせまして、平成26年度より施設整備等に係る用地の取得を行い事業を実施してまいりましたが、一部の用地につきまして、地権者の協力を得るのに時間を要してしまいました。今年度に入り、地権者の方から御協力をいただけるとの意向を確認いたしましたので、できるだけ早く用地取得の手続を進めていく必要があることから、今回、補正予算を計上したものであります。

3番目の施設整備事業全体の進捗状況でございますが、平成27年度には、5年生、6年生の教室、図書室、児童トイレの増築、給食室、玄関の一部増築、及び南校舎全体の改修を行いました。

平成28年度には、北校舎全体の改修、敷地東側、南側の敷地拡張と駐車場の整備、及び

平成28年から平成29年度にかけてプールの改築を行いました。

未実施の事業につきましては、今回の取得に関する市道の拡幅を含む学校への乗り入れの整備、及び敷地西側の日陰対策があります。

以上です。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。

1点目とあわせてのお話なんですけれども、この資料要求によっていただいた図面を見ますと、かなり周辺の山林を購入する面積といえましょうか、筆ごと買うような状況になっています。環境整備という面では整理もしていければ、学校環境もよくなるということではあると思いますけれども、いわゆる進入路の拡幅であったりということから考えますと、かなり広い面積を買われるというようなことでありますけれども、これはいろいろ話の相手先との交渉というところもあったかもしれないかもしれませんが、その辺について、支障ないあたりで伺えたらと思います。

関連して、この土地の所有者は、幾つか筆がありますけれども、同じ人なのか別の人のか、そのあたりもわかれば伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 乗り入れ等の部分以外に広いところがあるわけですが、お手元の資料、例えば8-1、2-5の付近につきましては、もともと地権者の方が無償で学校林として、代々使っていたという状況がございます。その中で、引き続き学校としても、ここの学校林のほうを生かして学習をしたいという意向もございますので、今回、こちらのほうも取得するというところでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 所有者の複数かどうか。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 失礼しました。

所有者につきましては、2名の所有者となっております。

以上です。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この学校林としての活用も既にされていたということで、今後も十分の授業のために使っていただきたいなと思います。

それから、先ほど浅尾委員のほうからも少々受けられていたことなんですけれども、この補償の関係で、ほこらともろもろ、いろいろありますけれども、これは移転というような表記がされていたんですけれども、これは当該敷地用地外に移転するという事柄ですかね。どうでしょう。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 現在、地権者の方と交渉というかお話をしているところではございますが、現在のところでは、地権者の方が移設という手法をとるということでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 続けてください。

○請井貴永教育総務課長 申しわけありません。

この敷地の中での移設ではなく、所有者さんの、どちらかということは聞いてはおりませんが、敷地外への移設というところがございます。失礼いたしました。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 3番目に関連してですけれども、この統合に関連する施設整備事業全体ということからいって、今回の土地を購入して環境整備、それから進入路の拡張等が進めば、これでもう完了ということよろしいですかね。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回の用地取得に係る事業としては完了ということでございま

すが、平成26年当時いただきました要望書では、例えば将来的に校舎を改修してほしいとか、そういうものがございまして、将来的なものを除きますと、これで完了ということになります。

以上です。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第40号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第40号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案 令和元年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、及び第42号議案 令和元年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第41号議案、及び第42号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第41号議案及び第42号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることとします。

以上で本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、17日午前9時から再開します。

散 会 午後2時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長